

2016年1月7日

特許庁 総務課制度審議室 御中

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書
「画像デザインの保護の在り方について」(案)への意見

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 大下 晋

平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。
さて、2015年12月21日付にてパブリックコメントを募集されております首題の件
に関しまして、当協会の意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい
下さるようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 改訂意匠審査基準(案)の「物品に記録された画像」の定義について

意見募集の対象となっている「画像デザインの保護の在り方について」の資料と
「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等
についての考え方」の参考資料には、画像を含む意匠として、『ソフトウェアのイン
ストールにより記録された電子計算機の付加機能に係る画像』が登録対象となり、『外
部機器から配信されて電子計算機に一時的に記録された画像』が登録対象とはなら
ないことが明示されている。

しかし、「改訂意匠審査基準(案)」には、『物品に記録された画像』としか記載
されていないため、記録された画像が一時的に記録された画像も含まれるか否かが不

明瞭であり、実務者にとって迷いを生じる可能性がある。

そこで、「改訂意匠審査基準(案)」に『物品に記録された画像』の定義を明示すべきと考える。

2. スマートフォン向けアプリケーション開発者に対する周知啓発について

今回の審査基準改訂により、これまで意匠には縁が薄かった、スマートフォン向けアプリ等の開発者には、特に、大きな影響が生じる可能性がある。

スマートフォン向けアプリの開発者には零細なベンチャー企業や個人のエンジニアも多いため、改訂の動きに対して、当事者感をもっていない可能性もあるので、広く周知啓発に努めて頂くとともに、説明会等では、スマートフォン向けアプリの開発実態に即して、具体的な判断の事例を示していただく等、できるだけわかり易い説明を希望する。

3. 画像デザインの保護システムの検討について

例えば、「画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂の方向性を踏まえた実施・侵害行為等についての考え方」の参考資料によれば、『ソフトウェアのインストールによって電子計算機に画像を記録する行為は「製造」に該当する』と述べられているが、「製造」を実施する主体はソフトウェアを自己の電子計算機にインストールする一般ユーザであり、自社意匠権を侵害するソフトウェアを製造するメーカーに対して直接侵害が主張できない、と言ったように、審査基準の改定では保護すべき画像デザインの世界の実態に対処しきれしていない。

情報機器の分野の発展の速度は目覚ましく、報告書案のように「その後の運用の状況を見定めつつ」検討して行くのでは、その間に、益々、保護と実態との隔たりは広がって行くので、今後も継続して、画像デザインの保護システムについての検討を行うことを希望する。また、検討にあたっては、意匠法での保護に限定せず、様々な可能性を検討すべきと考える。

以上